

議案第 107 号

伊賀市体育施設条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 9 月 4 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成 16 年伊賀市条例第 254 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 4 号を加える。

- (29) 阿山 B & G 海洋センター 伊賀市川合 3376 番地 7
- (30) 阿山 B & G 海洋センター艇庫 伊賀市馬場 1360 番地 2
- (31) 大山田 B & G 海洋センター 伊賀市平田 3154 番地
- (32) 大山田 B & G 海洋センター艇庫 伊賀市甲野 2996 番地

第 3 条中「、第 27 号及び第 28 号」を「及び第 27 号から第 32 号まで」に改める。

第 6 条第 1 項中「(以下「使用者」という。)」を削る。

第 8 条第 3 号中「委員会」を「委員会又は指定管理者」に改める。

第 9 条各号列記以外の部分を次のように改める。

施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会又は指定管理者は、使用の許可を取り消すことができる。

第 9 条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

- (3) 委員会又は指定管理者において、必要があると認めたとき。
- (4) この条例の規定及び委員会又は指定管理者の指示に従わないとき。

第 11 条第 1 項中「別表第 8」を「別表第 2」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 利用料金は、別表第 3 に掲げる金額を上限として、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。

第11条に次の1項を加える。

- 4 指定管理施設の利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第12条中「市長」を「委員会」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「使用料等」を「使用料及び利用料金」に改める。

第14条第3項中「使用終了後は」を「使用者は使用終了後」に改め、「前条により」を削る。

第15条第1項中「賠償額」を「損害」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

伊賀市体育施設使用時間

施設名	使用時間	備考
上野運動公園野球場	午前6時から午後10時まで	
上野運動公園プール	午前9時から午後5時まで	
上野運動公園競技場	午前6時から午後5時まで	夏季期間は、午後7時まで
上野運動公園スポーツセンター	午前9時から午後10時まで	
上野運動公園テニスコート	午前9時から午後10時まで	
上野緑ヶ丘テニスコート	午前8時から午後5時まで	
伊賀上野武道館	午前9時から午後10時まで	
ゆめが丘テニスコート	午前9時から午後9時まで	
ゆめが丘多目的広場	午前6時から午後9時まで	
上野運動公園体育館	午前9時から午後10時まで	
いがまちスポーツセンター	午前8時30分から午後10時まで	
島ヶ原運動広場	午前8時30分から午後5時まで	夏季期間は、午後7時まで
阿山第1運動公園	午前9時から午後10時まで	
阿山第2運動公園	午前9時から午後5時まで	夏季期間は、午後7時まで
大山田せせらぎ運動公園	午前9時から午後5時まで	夏季期間は、午後7時まで
青山北部公園運動施設	午前9時から午後10時まで	

青山テニスコート	午前9時から午後7時まで	
青山児童屋内運動場	午前9時から午後10時まで	
青山グラウンド	午前9時から午後10時まで	
青山上津グラウンド	午前9時から午後10時まで	
青山高尾グラウンド	午前9時から午後10時まで	
青山博要グラウンド	午前9時から午後10時まで	
青山矢持グラウンド	午前9時から午後10時まで	
青山上津体育館	午前9時から午後10時まで	
青山高尾体育館	午前9時から午後10時まで	
青山博要体育館	午前9時から午後10時まで	
大山田東グラウンド	午前9時から午後10時まで	
大山田東体育館	午前9時から午後10時まで	
阿山B&G海洋センター	午前9時から午後10時まで	
阿山B&G海洋センター艇庫	午前9時から午後5時まで	
大山田B&G海洋センター	午前9時から午後10時まで	
大山田B&G海洋センター艇庫	午前9時から午後5時まで	

別表第1に備考として次のように加える。

備考

- 1 夏季期間とは、4月1日から9月30日までのことをいう。
- 2 夜間の使用については、照明設備を使用すること。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

施設名	単位	金額（円）	備考
青山児童屋内運動場	1時間	200	
照明設備		300	
青山高尾グラウンド	1時間	200	
照明設備		300	
青山博要グラウンド	1時間	200	
照明設備		300	
青山矢持グラウンド	1時間	200	
照明設備		300	

青山高尾体育館	1 時間	200	
照明設備		300	
青山博要体育館	1 時間	200	
照明設備		300	

備考

- 1 市外の者が使用する場合は、使用料を倍額とする（照明設備を除く。）。ただし、伊賀地域大会等の使用など特に委員会が認めた場合は、この限りでない。
- 2 施設を大会等の準備のために使用する場合は、使用料を半額とする（照明設備を除く。）。
- 3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 4 使用者の半数以上が中学生以下である場合は、使用料を半額とする（照明設備を除く。）。

別表第3 (第11条関係)

施設名	区分		単位	金額 (円)	備考		
上野運動公園野球場	グラウンド	入場料金を徴収しない場合	1時間	中学生以下	500		
				一般	1,000		
		入場料金を徴収する場合	1日	500円以下	50,000		
				501円以上 1,000円以下	70,000		
	1,001円以上			100,000			
	照明設備	1時間	2基	1,000			
			4基	2,000			
			6基	3,000			
	本部棟		1時間	750			
		冷暖房	1時間	400			
	更衣室		1室1時間	300			
		冷暖房	1時間	400			
		シャワー	1人1回	100			
	放送室のみ			無料			
	冷暖房	1時間	100				
上野運動公園プール	個人使用		1人1回	乳幼児	50		
				中学生以下	150		
				一般	300		
	専用使用	平日午前	25m 1コース	750			
			50m 1コース	1,500			
		平日午後	25m 1コース	950			
			50m 1コース	1,900			
		休日午前	25m 1コース	950			
			50m 1コース	1,900			
	休日午後	25m 1コース	1,900				
50m 1コース		3,800					
上野運動公園競技場	グラウンド	入場料金を徴収しない場合	個人	1時間	中学生以下	100	団体は10人以上とする。
				一般	200		
		入場料金を徴収する場合	1日	中学生以下	1,000		
				一般	2,000		
			1日	500円以下	50,000		
				501円以上 1,000円以下	70,000		
				1,001円以上	100,000		
	本部棟		1時間	750			
	冷暖房	1時間	400				
更衣室		1時間	500				
	冷暖房	1時間	400				

		シャワー	1人1回		100	
	放送室		1時間		無料	
		冷暖房	1時間		100	
上野運動公園スポーツセンター	和室		1時間	中学生以下	250	
				一般	500	
		冷暖房	1時間		400	
	会議室		1時間	中学生以下	250	
				一般	500	
	冷暖房	1時間		400		
上野運動公園テニスコート	テニスコート		1面1時間	中学生以下	350	
				一般	750	
		照明設備	1面1時間		300	
	クラブハウス		1時間		300	
		シャワー	1人1回		100	
上野緑ヶ丘テニスコート	テニスコート		1面1時間	中学生以下	150	
				一般	350	
ゆめが丘テニスコート	テニスコート		1面1時間	中学生以下	350	
				一般	750	
		照明設備	1面1時間		300	
伊賀上野武道館	柔道場		1時間	中学生以下	500	
				一般	1,000	
		照明設備	1時間		500	
	剣道場		1時間	中学生以下	500	
				一般	1,000	
		照明設備	1時間		500	
	弓道場	団体	1時間	中学生以下	500	団体は10人以上とする。
				一般	1,500	
		個人	1時間		150	
会議室		1時間	中学生以下	250		
			一般	500		
		冷暖房	1時間		400	
ゆめが丘多目的広場	全面使用		1時間	中学生以下	500	
				一般	1,000	
	半面使用		1時間	中学生以下	250	
				一般	500	
	照明車	1台1時間		1,000		
上野運動公園体育場	競技場	入場料金を徴収しない場合	全面1時間	中学生以下	500	
				一般	1,000	

館			半面1時間	中学生以下	250		
				一般	500		
			入場料金を徴収する場合	1時間	20,000		
					照明設備		1時間
			半面	750			
多目的室	1時間	中学生以下	250				
		一般	500				
いがまち スポーツ センター	グラウンド	全面使用	1時間	中学生以下	200		
				一般	400		
		半面使用	1時間	中学生以下	100		
				一般	200		
	照明設備	1時間	2 8灯使用	1,200			
			5 8灯使用	1,800			
			7 1灯使用	2,000			
			8 4灯使用	2,200			
	テニスコート	1面1時間	中学生以下	350			
			一般	750			
		照明設備	1面1時間	300			
	ゲートボール場	1面1時間	中学生以下	150			
			一般	300			
	健康 ふれ あい セン ター	トレーニング室	1人1時間	中学生以下	100		
一般				200			
会議室		1時間	中学生以下	250			
			一般	500			
シャワー室	1人1回	100					
島ヶ原運 動広場	グラウンド	1時間	中学生以下	200			
			一般	400			
阿山第1 運動公園	グラウンド	全面使用	1時間	中学生以下	200		
				一般	400		
		半面使用	1時間	中学生以下	100		
				一般	200		
	照明設備	1時間	4基	1,800			
			6基	2,600			
	テニスコート	1面1時間	中学生以下	350			
			一般	750			
		照明設備	1面1時間	300			
	屋内ゲートボール場	1面1時間	中学生以下	150			
一般			300				

		照明設備	1面1時間	500		
阿山第2運動公園	グラウンド		1時間	中学生以下	500	
				一般	1,000	
大山田せせらぎ運動公園	グラウンド		1面1時間	中学生以下	100	
				一般	200	
大山田東グラウンド	グラウンド		1時間	中学生以下	100	
				一般	200	
		照明設備	1時間	300		
大山田東体育館	体育館		1時間	中学生以下	100	
				一般	200	
		照明設備	1時間	300		
青山北部公園運動施設	体育館		1時間	中学生以下	100	
				一般	200	
		照明設備	1時間	300		
青山テニスコート	テニスコート		1面1時間	中学生以下	350	
				一般	750	
青山グラウンド	グラウンド		1時間	中学生以下	200	
				一般	400	
				A陸上競技	2,500	
				B野球	1,500	
				Cサッカー	1,500	
		Dソフトボール	1,000			
青山上津グラウンド	グラウンド		1時間		200	
				照明設備	1時間	700
青山上津体育館	体育館		1時間		200	
				照明設備	1時間	300
B & G 海洋センター (阿山・大山田共通)	体育館		1時間	中学生以下	500	
				一般	1,000	
			照明設備	1時間	1,500	
	トレーニングルーム			1時間	中学生以下	500
					一般	1,000
	ミーティングルーム			1時間	中学生以下	250
					一般	500
	艇庫	舟艇1艘		1時間	中学生以下	250
一般					500	
プール	個人使用		1人1回	乳幼児	50	
				中学生以下	150	
				一般	300	



専用 使用	平日午前	1コース	750
	平日午後	1コース	950
	平日夜間	1コース	1,150
	休日午前	1コース	950
	休日午後	1コース	1,900
	休日夜間	1コース	2,300
	幼児用プ ール	1区分	750

#### 備考

- 1 市外の者が使用する場合又は市外の者も対象となる大会及び講習会等で使用する場合は、利用料金を倍額とする（プール個人使用、照明設備、冷暖房を除く。）。ただし、伊賀地域大会等の使用など特に委員会が認めた場合は、この限りでない。
- 2 施設を大会等の準備のために使用する場合は、利用料金を半額とする（照明設備、冷暖房を除く。）。
- 3 利用料金を10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。
- 4 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。また、1日に満たない場合も1日とみなす。
- 5 プール個人使用の1回とは、午前（午前9時～正午）、午後（午後1時～午後4時）、夜間（午後5時～午後10時）を区分単位とする。また、専用使用の区分は午前（午前9時～午後1時）、午後（午後1時～午後5時）、夜間（午後5時～午後10時）とする。
- 6 プール専用使用に係る時間枠外の利用料金は、直近区分の利用料金から1時間当たりの金額を算出し適用する。
- 7 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 8 阿山第1運動公園屋内ゲートボール場は、市内の者が身体障害者手帳又は療育手帳を提示した場合は、利用料金を半額とする。
- 9 ゆめが丘多目的広場の照明車を使用する場合は、使用日の3日前までに使用許可申請を行い、許可を受けなければならない。

別表第4から別表第8までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊賀市体育施設条例及び伊賀市 B & G 海洋センターの管理及び運営に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(伊賀市 B & G 海洋センターの管理及び運営に関する条例の廃止)

3 伊賀市 B & G 海洋センターの管理及び運営に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 255 号）は、廃止する。